平成２４年（フ）第１０４号
石川県小松市今江町８丁目35番地
債務者　チャカフーク及び銀のくらこと　中村　勝彦
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３１８号
佐賀県佐賀市神園４丁目８番１号、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字西古賀277番地１
債務者　北川設備工業こと　北川　隆司
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
群馬県佐波郡玉村町大字五料375番地１　ウィンディ４―12
債務者　下山　智也
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
秋田県横手市十文字町字海道下61番地４
債務者　小貫　廣子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６１７号
静岡市葵区与一４丁目７番５号　アークＶ、旧住所静岡市駿河区富士見台１丁目６番27号
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
大分県宇佐市院内町小坂447番地
債務者　川面　敏子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西畑　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６３９号
大阪府和泉市伯太町３丁目３番36号
債務者　吉田　年子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４４号
大阪府和泉市国分町1389番地
債務者　米本　公子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
大阪府泉佐野市市場西１丁目４番15号
債務者　立川惠美孝
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
大阪府阪南市尾崎町５丁目３番１―405号
債務者　竹田　展裕
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５０号
大阪府泉大津市助松町１丁目２番20号
債務者　山之内イチエ
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５５号
大阪府貝塚市橋本684番地82棟538号
債務者　花野　理恵（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地28棟310号、前住所大阪府貝塚市水間295番地山村マンション202号
債務者　北村　修二
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５９号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番８―201号
債務者　射場　和男
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６１号
大阪府泉大津市池浦町１丁目21番25号
債務者　山田　幸代
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６６号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目１番10号森朝マンション31号室、前住所大阪府泉佐野市鶴原1917番地の15
債務者　新城　安光
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
香川県高松市国分寺町国分975番地９　メゾンドソレイユ201号室
債務者　大森　　明
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係